

株式会社中央グループ 御中

誓約書

この度、令和5年度地域型住宅グリーン化事業のグループ加入・補助金申請するにあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 事務局に提出する書類等には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述、事実と異なる内容の記載しないこと
2. グループ応募要領や「長く住み続ける住宅を建てやすい会」のグループルール、今後公開される補助金交付申請・実績報告マニュアルの内容を理解して、グループに参加し補助金枠の申込、交付申請・実績報告を行うこと
3. 補助対象住宅の、全てについて 構造計算を実施すること(断熱材・太陽光パネル等の荷重を見込んで計算すること)

※構造計算書の PDF データは実績報告時に事務局に提出すること

※構造計算とは、許容応力度計算・許容応力度等計算・保有水平耐力計算・限界耐力計算を指す

4. 施工事業者は、補助対象住宅の工事を元請けとすること
なお、ここでいう元請けとは、全体工事費（補助対象経費を含む工事の総額）の過半を請け負うことであり、請負契約を単独で建築主と締結すること
また、施工事業者は、補助対象住宅の確認申請における「工事施工者」として、その工事に直接的責任を負うこと
5. 補助対象経費を含む工事を施工事業者以外の業者が行った場合、該当工事の請負代金は補助額上限の算定において、補助対象経費に参入しないこと
6. 認定住宅の場合、自らの責任において所管行政庁の指示に従い着工する前に認定申請を行うこと

7. 補助対象住宅が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の規定に基づく「土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）」にかかっていないこと
8. 都市再生特別措置法第 88 条第 5 項の規定により、該当住宅に係る届出をした者が同条第 3 項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされている場合は、補助対象としないこと
9. 補助対象住宅に関わる事業者のうち設計者・施工管理者・大工技能者のいずれか 1 人が、「住宅省エネルギー技術講習会」の修了者又は別途定める講習会等（令和 5 年度に実施する講習会等）の受講者等であること
10. 補助対象住宅の、全てについて燃費を明示すること
※住まいの燃費通信簿・エネルギーパス・ARCHITREND 省エネナビ等の燃費計算結果を実績報告時に事務局に提出すること
11. グループで指定する地域材（合法木材）を、主要構造部（柱、梁桁、土台）に 20%以上使用すること
但し、地域材加算(全て)の場合は、主要構造部の利用割合を 100%とし、地域材加算(過半)の場合は、主要構造部の利用割合を 50%以上とすること
12. 住宅履歴が蓄積できるシステムを活用し、施工事業者とお施主様が情報共有できる環境と整えること
※システム登録書等を実績報告時に事務局に提出すること（コネクターズの場合は提出不要）
13. 維持保全計画書やメンテナンススケジュールを作成し、計画書に基づいた点検を実施すること
※計画書等を実績報告時に事務局に提出すること
14. 施工事業者は、(株)中央グループに対して、グループ運営費用として、30,000 円（税別）をグループ採択時に支払うこと。
※補助金の利用がない場合であっても該当費用の返金を受けることができないこと
15. 施工事業者は、(株)中央グループに対して、補助対象住宅の実績報告事務手数料として、1 物件あたり 30,000 円（税別）を物件登録時に支払うこと
※補助金が交付されなかった場合であっても当該費用の返金を受けることができないこと

16. 施工事業者は、(株)中央グループに対して、補助対象住宅の実績報告事務手数料として、1 物件あたり 30,000 円（税別）を実績報告時に支払うこと
- ※補助金が交付されなかった場合であっても当該費用の返金を受けることができないこと
17. 補助金が交付されなかった場合であっても、グループ事務局は補助金額を補償しない旨を了承すること
18. 補助金で取得し又は効用の増加した財産を、処分制限期間（補助金受領後から 10 年間、又は耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊しすることをいう）しようとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を得ること ※交付決定が取り消された場合には、補助金の全部又は一部を返還することがあること

以上

令和 年 月 日

住所：

事業者名：

代表者名：

印